

介護給付費等の算定に用いる一覧表(就労移行支援)

事業所名称: ○○作業所
 *この一覧表は対象サービス分のみ添付で可

全ての項目について該当する番号に○を付ける。
 ※図形で○を付けると位置がずれやすいので、必ず印刷プレビューで確認してください。

新規・変更・終了となる加算の「適用

名古屋市は「三級地」となります。(あらかじめ○が付いています。)

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等定員区分(※1)	人員配置区分	その他該当する体制等	適用開始日		
各サービス共通		事業所名称を記入			1. 一級地 2. 二級地 ③ 三級地 4. 四級地 5. 六級地 7. 七級地 20. その他 ★: 前年度実績に基づいて算定される加算			
訓練等給付費 就労移行支援	サービスごとの定員 20人	多機能型の場合は合算した定員			施設区分	1. 一般型 2. 資格取得型		
					就労定着率区分(※9)	(別紙46)★	1. 就職後6月以上定着率が5割以上 2. 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 ③ 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 4. 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 5. 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 6. 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 7. 就職後6月以上定着率が0 8. なし(経過措置対象)	R2. 4. 1
					定員超過		1. なし 2. あり	
					職員欠如		1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如		1. なし 2. あり	
					標準期間超過		1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等(別紙7)		1. なし 2. I 3. II ④ III	R2. 4. 1
					就労支援関係研修了(別紙24)		1. なし 2. あり	
					視覚・聴覚等支援体制(別紙10)★		1. なし 2. あり	
					精神障害者退院支援施設(別紙20)		1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制	
					食事提供体制(別紙8)		1. なし 2. あり	
					移行準備支援体制(I)(別紙26)★		1. なし ② あり	R2. 4. 1
					送迎体制(別紙9)		1. なし 2. I 3. II	
					社会生活支援(別紙48)		1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象		1. なし ② あり	R2. 4. 1
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象		1. なし 2. あり						
キャリアパス区分(※3)		① I(キャリアパス要件(要件I~IIIのすべて)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II(キャリアパス要件(要件I・要件IIの両方)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III(キャリアパス要件(要件I・要件IIのいずれか)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV(キャリアパス要件を満たさない) 5. V(職場環境等要件を満たさない) 6. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)						
福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象		1. なし ② あり	R2. 4. 1					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※4)		① I 2. II						
主たる事業所サービス種類(※6)		サービス種類コード()						
指定管理者制度適用区分		① 非該当 2. 該当						
地域生活支援拠点等		① 非該当 2. 該当						

今回、適用を届け出る項目について、適用開始年月日を記入

地域生活支援拠点の承認を受けた事業所は「2. 該当」に○を付ける。

※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。
 ※4 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。障害者支援施設における日中活動系サービスの場合、加算率の区分が無いものの便宜上「1. I」を設定する。
 ※6 「主たる事業所サービス種類」欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、福祉・介護職員処遇改善特別加算対象又は福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」であり、障害者支援施設における日中活動系サービスの場合「32:施設入所支援」を設定する。
 ※9 平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「8. なし(経過措置対象)」を設定する。